

相模原市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和6年12月25日に実施した環境経済局の行政監査及び工事監査の結果に基づき講じた措置の内容について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和7年7月4日

相模原市監査委員 岩 本 晃

同 橋 本 慎 一

同 寺 田 弘 子

同 鈴 木 秀 成

第 1 行政監査

1 監査対象事務

委託料(施設等管理運営委託料)の支出に関する事務

2 監査の実施日程

令和 6 年 8 月 5 日から同年 1 2 月 2 5 日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和 7 年 6 月 2 5 日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
ア 清掃施設課の委託料の支出に関する事務を調査したところ、駅前公衆トイレに係る清掃業務委託において、当該施設の清掃業務とその清掃業務によって生じる廃棄物の処理について、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けていない清掃事業者へ委託していた。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号)第 3 条は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」とし、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、同法第 6 条の 2 第 6 項において、同法に規定する一般廃棄物収集運搬業者等に委託しなければならない旨を規	令和 6 年 8 月 5 日から同年 1 2 月 2 5 日にかけて実施された行政監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。 本事案は、委託した市施設の清掃業務で生じる一般廃棄物について、市が事業者として自らの責任において適正に処理すべきところ、廃棄物の処理に係る関係法令等の十分な認識が不足していたことから、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けていない清掃事業者へ委託していたものです。 今回の指摘を受け、当該業務は清掃に限定し、一般廃棄物の収集運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託し実施することとしました。 今後についても、関係法令等に基づ

定している。

これを本件についてみると、清掃事業者へ委託した清掃業務に伴って生じた廃棄物は市が事業者として自らの責任において適正に処理しなければならない、当該廃棄物の処理を当該清掃事業者へ委託することは不適正な事務処理である。なお、調査の過程において、当該廃棄物は、当該清掃事業者から再委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の清掃工場において処分されていることを確認した。

今後は、本委託契約において実施する業務内容を見直し、廃棄物の処理については一般廃棄物収集運搬業者に委託するなど、適正に事務を執行されたい。

【清掃施設課】

く適正な事務の執行に取り組んでまいります。

【清掃施設課】

第2 工事監査

1 監査対象事務

需用費(施設修繕料)の支出に関する事務

2 監査の実施日程

令和6年8月5日から同年12月25日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和7年6月25日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
南清掃工場の需用費(施設修繕料)の支出に関する事務を調査したところ、プラント関係修繕において、ボイラ内部等の作業を実施するに当たり、酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号。以下「酸欠防止規則」という。)の規定により選任された酸素欠乏危険作業主任者でない者が空気中の酸素濃度を測定していた。 ボイラ内部など酸素欠乏危険場所における作業に当たっては、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条及び労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第6条の規定により作業主任者の選任が義務付けられており、酸欠防止規則第11条第1項に基づき選任された酸素欠乏危険作業主任者(以下単に「作業主任者」とい	令和6年8月5日から同年12月25日にかけて実施された工事監査における指摘事項については、次のとおり改善措置を講じました。 本事案は、酸素欠乏危険場所における作業に当たり、酸素欠乏症等防止規則の規定により選任された作業主任者が酸素濃度を測定すべきところ、発注者及び受注者の認識不足から、作業主任者ではない監視人等が測定する不適正な作業を行ったものです。 今回の指摘を受け、令和6年度中の以降の作業にあたりましては、発注者と受注者の双方で再確認し、作業主任者、監視人のそれぞれの役割を確認し、再発防止に取り組みました。 また、令和7年度の契約において

う。)は、同条第2項の規定により作業を行う場所の空気中の酸素濃度を測定しなければならない。また、酸欠防止規則第13条第1項では、常時作業の状況を監視し、異常があったときに直ちにその旨を作業主任者等に通報する者(以下「監視人」という。)を置く等の必要な措置が定められている。

これを本件についてみると、仕様書に「作業前に作業主任者が酸素濃度の測定を行う」と定め、受注者は作業主任者及び監視人をそれぞれ選任していたにもかかわらず、記録表によると作業主任者でない監視人等が測定するなど、酸欠防止規則に基づく措置が執られておらず不適正な事務処理である。

今後は、労働災害を防止するための酸欠防止規則に規定する作業主任者や監視人の役割について、発注者、受注者双方が再認識するとともに徹底を図ることにより、適正に事務を執行されたい。

【南清掃工場】

は、作業主任者及び監視人の役割や手順等を仕様書に明記し、再発防止に向けた改善を図りました。

さらに、今後につきましては、定例的に関係法令等に基づく作業が行われているかの現地確認を徹底し、適正な事務の執行に取り組んでまいります。

【南清掃工場】